

社会福祉法人河辺ふくし会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人河辺ふくし会（以下「この法人」という。）の定款第8条、第21条及び社会福祉法人河辺ふくし会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員は、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員選任・解任委員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間120万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間22万円以内とする。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額と

する。

- 4 非常勤監事の報酬は、別記2「非常勤監事の報酬」に定める額とする。
- 5 個々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 6 評議員選任・解任委員の報酬は、別記4「評議員選任・解任委員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は社会福祉法人河辺ふくし会給与規程に準ずる。
 - 3 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、社会福祉法人河辺ふくし会旅費規程に準じて支給することができる。

(報酬等の支給日)

- 第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等ならびに常勤役員の旅費は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経

て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は令和 1 年 12 月 24 日から施行する。
3. この規程は令和 2 年 3 月 24 日から施行する。ただし、別記 1 (2) 及び別記 2 (2) の規定は令和 2 年 1 月 1 日に遡及して適用する。

別記 1 「非常勤理事の報酬」

- (1) 理事長の報酬は、年額 84 万円とする。なお、理事長の勤務は非常勤とし、専決事項への対応については月 4 回、勤務時間は午前 9 時 30 分から 12 時までとし、その他、法人の代表としての責務遂行のため随時の対応とする。

報酬の支払いは、9 月末、3 月末の半年分割で現金を支給する。なお、理事長が年度の途中で退任する場合、または、1 ヶ月以上出勤のない場合は、月割りで計算し支給する。

- (2) その他の非常勤理事は、理事会等に出席の都度、1 人一律 7,000 円とする。

別記 2 「非常勤監事の報酬」

- (1) 監事は、監事監査に出席の都度、1 人一律 8,000 円とする。
- (2) 監事は、理事会等に出席の都度、1 人一律 7,000 円とする。
- (3) 監事は、同日に開催された監事監査と理事会等に出席した時は、1 人一律 8,000 円とする。

別記 3 「評議員の報酬」

- (1) 評議員は、評議員会等に出席の都度、1 人一律 7,000 円とする。

別記 4 「評議員選任・解任委員の報酬」

- (1) 評議員選任・解任委員は、会議へ出席の都度、1 人一律 5,000 円とする。

なお、会議へ出席の理事についても同様とする。

- (2) 使用者としての立場を有する評議員選任・解任委員に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される会議に出席した場合は、上記(1)に準じて報酬を支給する。